

生体情報モニター（フィリップス社製）保守点検業務仕様書

京都市立病院における生体情報モニター（フィリップス社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、次のとおり必要な事項を定める。

1 対象機器

- ・生体情報モニター

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院
手術室, ICU, HCU, 救急室

3 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

4 契約条件

(1) 業務の内容

- ア 定期交換部品の交換作業を含む定期点検の実施（出張交通費を含む）（年2回）
- イ 緊急故障発生時の修理対応

(2) 実施要領

- ア 乙は、点検実施予定表を令和2年7月末日までに甲の事務局契約担当へ提出すること。
なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに事務局契約担当へ報告すること。
 - イ 乙は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。
 - ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。
 - エ 乙は、保守点検終了後速やかに、乙の所定の様式により実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局契約担当へ提出すること。
 - オ 乙は、本契約の対象機種に故障が発生し、連絡を受けたときは24時間かつ年中無休にて、速やかに（原則として当日中）出張したうえで、点検、調整、修理等を行うこと。
 - カ 故障の修理に時間がかかる場合等、甲の業務に支障をきたす場合は、乙は無償で代替器を提供すること。
 - キ 機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報については、関係部署へ積極的に情報提供すること。
- #### (3) 本契約に含まれる費用
- ア 定期保守点検にかかる費用及び交換部品を含む一切の費用
 - イ 契約期間中の緊急修理にかかる費用及び交換部品を含む一切の費用
 - ウ 既存技能に対する技術変更等のアップデート費用
 - オ オンコール等のサポート費用

(4) 本業務に含まれないもの

- ア 天変地変の原因により生じる損傷の修理作業

- イ 機器使用方法変更による，改造組換え及びその調整作業
 - ウ 機器のオーバーホール
 - エ 設置場所変更による，移動並びに据付調整作業
 - オ 甲の機器取扱いの誤り及び環境設定仕様書の条件と著しく異なる事情等に起因する機器損傷の修理作業
 - カ 消耗品（テレタイプ用紙，リボン等）
 - キ 乙の取扱品以外の部品・付属品・消耗品の使用に起因する故障
 - ク 乙の承認なしに，乙の技術員以外の技術員によって行われた点検，修理又は改造作業によって生じた損傷の修復作業
 - ケ その他，取扱説明書に記載されている保証対象外の部品
- (5) 委託料の支払
- 委託料は，2回の均等払いとし，乙の請求により，支払うものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は，甲乙協議のうえ，そのつど決定するものとする。